

判云、上を尊み誠を盡し給ふ御政、むかしより今に至る迄聊かはる事なし、實に有難き御代ならずや。

新年勅使参向と申は、年毎に禁裏、仙洞、中宮、東宮より勅使として、上達部を下されて歳首を賀せる。二月三月の間此事有、御たいめの日は、兩御所御直垂を召れ、白書院に出させ給ひて其式あり、勅使の人々各大内よりの賜ものも出て御前にす、む、有司の輩直垂、狩衣、大紋等を著けり、御返答の日もまた是におなじ老職の人もて歸京の暇給はり、引出ものあり。

勅使饗宴は、大廣間の舞臺にして、猿樂を興行せられ、要脚廣蓋等の事あり、此日、白書院にしてあるじまうけありて、七五三の饗膳を出され、奈良臺を賜ふ、出仕の面々皆熨斗目長袴を著せ

〔光臺一覽〕當月[○]三上旬之内、關東へ年頭之御禮として、勅使を被差下、勅使は武家傳奏兩人、院

使は院傳奏法皇使、女院使、東宮使、女御准后使等、御所方有合次第、大方は兼合公家衆五人計、參府有[○]中禁中方より被進物、家々格式之進物、御朱印箱に押續き、道幅狭しと荷ひ出、尤道中は御傳

馬にて、十三日、春永日の頃には、半慰なる驛路也、城下城下にては、勅使の御參府とて掃除、自身番非常を戒め、領境より領境迄、露拂の足輕爲案内先驅す、桑名は時之城主の御馳走船被出之宮は名護屋より被出て、何も使者一札之往返有、荒井の今切は天下の御船出るなり、宿次は泊りく

休迄、問屋馬借立傳ひ、怪我過ちのなきやうに大切に送り迎し奉る、凡道中筋如何成大名諸旗本の往來も行違事不叶、不圖出合頭駕籠を田面に引隠れ、堂上方雜人下郎の行過る迄待せらる、勅の威は勿論殊更關東の御權勢也、勅使各關東御下著之處は、傳奏屋敷とて、大名小路に御屋敷有、則御評定所の隣也、常々御徒頭格の士兩人、堤野村之何某留守居仕なり、外之公家方は似合似合に居館を預け下され、傳奏衆を始、何れも五萬石三萬石位の大名方を御馳走人に被仰付、御公